

農村景観と食資源を活用した観光地域づくり推進事業（アウトドア関連） 業務仕様書

1. 業務名

農村景観と食資源を活用した観光地域づくり推進事業（アウトドア関連）業務

2. 業務目的

農村景観と食資源を活用した観光地域づくり推進事業のうち歌才オートキャンプ場を拠点としたアウトドア関連分野での受入れを推進するため、地域資源の掘り起こしとキャンプ場のサービス機能向上及び経営ビジョンをまとめた提言書を作成する。

3. 業務概要

業務目的を達成するため、本業務では主として以下の事業を実施する。

(1) 観光に関する現状と課題整理

○観光の一般的傾向分析（黒松内町にとっての外的要因）

- ・観光の全国的トレンド分析（レジャー白書などから）、インバウンドの状況、北海道新幹線の影響など

○黒松内町の現状分析

- ・黒松内町の観光動向（観光入込客数の分析）
- ・黒松内町の観光資源（分布状況、施設別利用者数の整理など）
- ・観光関係者（町観光担当部署（企画環境課・教育委員会）、観光協会、主要観光施設など）に対するヒアリング
- ・ニーズ調査（黒松内町に対するイメージ調査、施設等利用者の評価：留置アンケートなど）

○黒松内町の観光の現状と課題のまとめ

- ・黒松内町の観光と課題の整理

(2) 歌才オートキャンプ場を受入れ拠点とした体制強化の方策の策定

○既存施設等の評価

- ・関係施設の専門家による実地調査

○黒松内町内で活用可能と考えられる観光資源等のピックアップ

- ・観光資源の整理と外部評価

○最新のキャンプ、グランピング事情といった情報の提供

- ・既存情報や先進的事例などの整理

○グランピングに向けた個別の助言

- ・キャンプ場周辺の地域資源の掘り起こし
- ・キャンプ場内のサービス機能向上（ハード改修等も含む）に向けた提案
- ・キャンプ場経営ビジョン（今後のあり方、方向性などの検討）の策定

(3) 町内関連事業者及び地域資源掘り起こしのためのヒアリング調査

○主要観光資源に対する実地調査

○関係者へのヒアリング、意見交換

(4) 黒松内町地方創生推進委員会（仮称）への説明員としての参加

○実施期間中 3 回程度（議事録作成等は含まず）

4. 委託期間

契約締結日の翌日から平成30年3月5日まで

5. 委託料上限額

金 6, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

6. 企画提案を求める内容

業務目的との整合性に留意した上で、調達範囲の事業を含めた企画書を作成・提出すること。企画提案する内容は以下の項目とし、事業ごとに見積書（書式自由）を添付して金額の適正性を担保すること。

また、この事業は、国の交付金を活用した事業（地方創生推進交付金事業）であり、黒松内町総合戦略の内容と整合を図ること。

加えて、キャンプ場経営に関する助言や提言なども求めることから、グランピングなどのコンサルティングや実際の運営、関連計画の策定などの業務実績を必須とし、当該実績概要も企画提案に記載すること。

■プロポーザル募集時に公開する資料一覧

資料1 歌才オートキャンプ場施設概要

資料2 歌才オートキャンプ場利用者等一覧（過去15年間）

資料3 歌才オートキャンプ場「ル・ピック」利用ガイド（パンフレット）

資料4 黒松内町総合戦略「福祉のまち」の雇用と安心を資源に一步先の地方創生を目指す

【企画提案を求める項目】

(1) 観光関連の情報収集、調査、分析方法

本事業で必要となる観光の現状などをどのように整理するのか提案すること。

(2) 地域資源の分析、評価方法

町内で活用可能と考えられる観光資源をどのように抽出、整理して評価するのか提案すること（専門家の活用など）。また、地域や観光などの動向を踏まえた上で、黒松内町の活用すべき地域資源の絞り込みや活用方法も提案すること。

(3) 歌才オートキャンプ場に対する調査、分析方法

歌才オートキャンプ場をどのように評価して分析するのか提案すること。

(4) 特にキャンプやグランピングに関する情報収集、分析方法

特記事項として、キャンプやグランピングに関する情報の収集や先進的事例の抽出、整理・とりまとめの方法などを提案すること。

(5) 観光及び歌オオートキャンプ場に関する今後の方向性の検討方法

観光及び歌オオートキャンプ場について、現時点での課題認識や想定される今後のあり方、方向性などを先進的事例の動向なども踏まえながら提示すること。

7. 成果品

業務完了後に、次のものを提出すること。

- ・ 報告書 3 部
- ・ 電子データ (CD-ROM) 1 部 (報告書 Microsoft Word 形式 (文章) 及びExcel 形式 (表、グラフ、図等))

8. 知的財産権等

- (1) 受託者は、本業務に基づき制作された成果物に関し、著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号) 第 27 条及び第 28 号に定める権利を含む全ての著作権を黒松内町に無償で譲渡し、黒松内町は独占的に使用するものとする。なお、受注者は黒松内町に対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。
- (2) 本業務において、第三者が権利を有する著作物 (写真等) を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用を含む一切の手続を受注者において行うものとする。
- (3) 本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら黒松内町の責に帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

9. 機密保持等

- (1) 本業務を実施するに当たって、業務上知り得た情報を開示、漏洩又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないよう BCC 機能により送信するなど、個人情報の流失防止に万全を期すこと。なお、受託者の責任に起因する情報の漏洩等があった場合は、「瑕疵等による債務不履行」に該当するものとする。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担すること。
- (3) この項目について、受託者は前記「4. 委託期間」の終了後においても同様とする。
- (4) この項目について、業務を実施するに当たり、本業務の一部を第三者に委託する場合、委託先においても同様とする。

10. 業務の実施

- (1) 業務は本仕様書に基づいて実施すること。

- (2) 事業受託者は業務の実施にあたっては関係法令及び条例を順守すること。
- (3) 事業受託者は業務の実施にあたっては発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 事業受託者は業務の進捗について、発注者に対して定期的に報告すること。
- (5) 事業受託者は業務の一部を第三者に再委託するときは、予め発注者に書面により報告し、発注者の承認を得ること。ただし、企画提案書に記載されているものに限る。
- (6) 仕様書に記載されていない事項については、受託者と黒松内町とが協議のうえ決定することとする。
- (7) 受託業務のうち、仕様内容の単価等に大幅に変更が生じた場合、又は、黒松内町の指示により業務の一部を実施しなかった場合には、黒松内町及び受託者は協議の上、減額等による契約変更を行うものとする。

以 上